

# 令和元年度 練馬区再生可能エネルギー・省エネルギー 設備設置補助制度のご案内

令和元年度 第1期用 (第2版)

## 1 補助対象設備、補助対象者および補助上限額

補助対象設備	補助対象者と補助上限額		
	区民	事業者 (個人・法人)	管理組合
太陽光発電設備	50,000円	50,000円	200,000円
強制循環式太陽熱利用システム	25,000円	25,000円	200,000円
自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	25,000円	25,000円	
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	50,000円	50,000円	
蓄電システム	60,000円	60,000円	200,000円
ピークル・トゥ・ホームシステム	25,000円	25,000円	200,000円
直管形LED照明等		20,000円	200,000円
改修窓(窓の断熱改修)	40,000円	40,000円	200,000円

- 補助金額は、上記に記載した設備の設置(改修・交換)費用から、消費税および国・他自治体からの補助金額を引いた金額の1/2(1,000円未満切捨て)で、表に記載の金額が上限額となります。
- 複数種類の設備の申請が可能ですが、同種設備は複数申請できません。
- 上記いずれの種類の設備でも、中古品は補助の対象となりません。

## 2 申請期間および申請方法

設備の設置日(下表参照)に応じた申請期間内に、必要書類をすべて揃えて、下記提出先まで持参または郵送で提出してください(郵送の場合でも【申請期間内 必着】です)。

期	設備の【設置日】	【申請期間】	抽選日(予定)
第1期	平成31年2月1日(金) ~令和元年6月30日(日)	平成31年4月15日(月) ~令和元年7月31日(水) 17時必着	令和元年 8月14日(水曜)
第2期	令和元年7月1日(月) ~令和元年10月31日(木)	令和元年8月1日(木) ~令和元年12月2日(月) 17時必着	令和元年12月中旬
第3期	令和元年11月1日(金) ~令和2年1月31日(金)	令和元年12月3日(火) ~令和2年3月2日(月) 17時必着	令和2年3月中旬

設備の【設置日】は、補助対象設備によって確認方法が以下のとおり異なります。

設備の種類	【第1号様式】に【設置日】として記載する日付
太陽光発電設備	東京電力の専用Webサイト『購入実績お知らせサービス』に記載されている【お客様設備の買取起算日】
家庭用燃料電池システム	『エネファーム安心フルサポート証』に記載の【設備お引渡し日】
直管形LED照明等・改修窓	『施工完了届(第2号様式)』に記載の【施工完了日】
上記以外の設備	製品保証書に記載の【購入日】

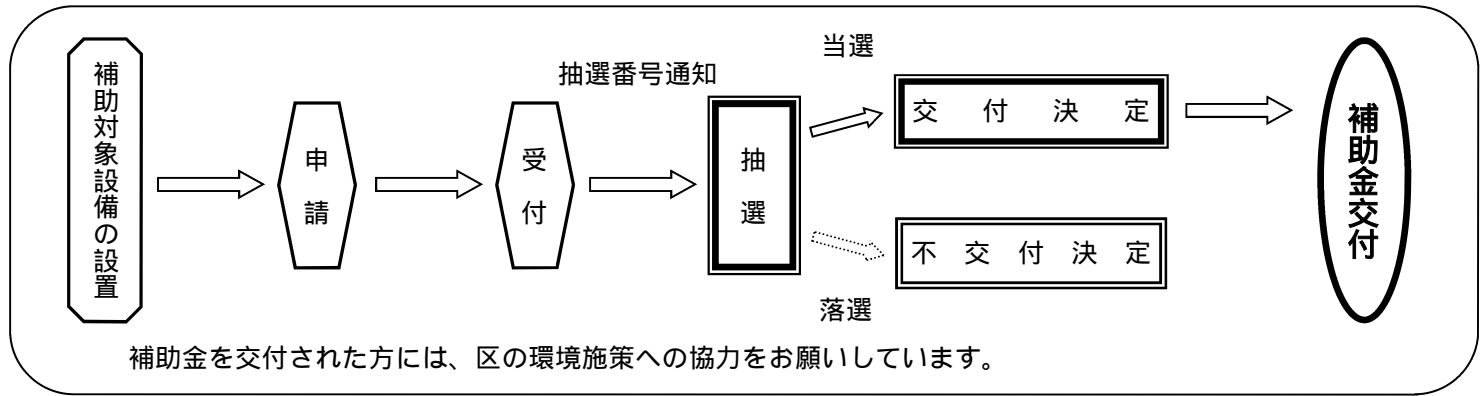
- 上記の日付より後に、設備を設置した建築物の引渡しを受けた場合には【引渡し日】を設備設置日とします。

申請書提出先  
および  
お問い合わせ先

〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 練馬区役所本庁舎18階  
練馬区 環境部 環境課 地球温暖化対策係 補助金担当  
電話 03(5984)4706

### 3 補助対象者の決定方法

設備設置日に応じた申請期間ごとに抽選を行い、補助対象者を決定します。



### 4 申請者

それぞれの区分で、記載された要件をすべて満たしていることが必要です。

#### 申請できる区民の要件

平成31年2月1日から令和2年1月31日の間に、練馬区内で自らが居住する住宅の住居の用に供する部分に使用するために補助対象設備を購入し設置していること、または設備を設置した住宅を購入していること。

申請時点で設備の設置場所となる練馬区内の住宅の住所に住民登録して居住し、住宅の住居の用に供する部分に補助対象設備を使用していること。

設置した住宅に、区の補助金を申請している、または過去に区からの補助を受けた管理期間内の同種の設備がないこと。

過去に区からの補助を受けた設備を処分し、新たに同種の設備を設置して区の補助金を申請する場合、処分した設備が管理期間内であった場合は、処分の承認を受けてから処分していること。

申請時において、申請者が設備の設置費用を全額支払い済であること。

申請時において、区税(住民税・軽自動車税)の滞納がないこと。

設置した建築物(住宅)が共有または他人所有の場合には、その所有者全員の承諾を得ていること。

設備を居住の用に供する部分以外(共有部分)で使用していないこと。

#### 申請できる事業者の要件

区内で事業を営む従業員20名以下の法人事業者(株式会社等においては本店または支店、医療法人等においては主たる事務所または従たる事務所が区内に登録されているものに限る。)または事業主が区民である個人事業主であること。

平成31年2月1日から令和2年1月31日の間に、設備を設置する事業所の事業の用に供する部分に使用するために補助対象設備を購入し設置していること、または設備を設置した事業所用建物を購入していること。

設置した補助対象設備を事業所の事業の用に供する部分で使用していること。

事業者として、区の補助金を申請している、または過去に区からの補助を受けた管理期間内の同種の設備がないこと。

過去に区からの補助を受けた設備を処分し、新たに同種の設備を設置して区の補助金を申請する場合、処分した設備が管理期間内であった場合は、処分の承認を受けてから処分していること。

申請時において、申請者が設備の設置費用を全額支払い済であること。

申請時において、法人の場合は法人住民税、個人事業主の場合は区税(住民税・軽自動車税)の滞納がないこと。

設置した建物が共有または他人所有の場合には、所有者全員の承諾を得ていること。

## 申請できる管理組合の要件

- 区内にある区分所有建築物(マンション等)の管理組合であること。
- 平成31年2月1日から令和2年1月31日の間に、設備を設置する区分所有建築物の共用部分に使用するために補助対象設備を購入し、設置していること。
- 設置した補助対象設備は、区分所有建築物の共用部分で使用していること。
- 管理組合として区の補助金を申請している、または過去に区からの補助を受けた管理期間内の同種の設備がないこと。
- 過去に区からの補助を受けた設備を処分し、新たに同種の設備を設置して区の補助金を申請する場合、処分した設備が管理期間内であった場合は、処分の承認を受けてから処分していること。
- 申請時において、管理組合が設備の設置費用を全額支払い済であること。
- 設備の設置について、総会等で承認の議決を得ていること。

## 5 補助対象設備の要件

補助対象設備ごとに定める要件のすべて(自然冷媒ヒートポンプ給湯器は の要件と ・ のいずれかの要件)を満たしていることが必要です。設備は中古品不可です。

補助対象設備	要件
太陽光発電設備	<p>太陽電池の公称最大出力の合計値が2キロワット以上であること。</p> <p>一般財団法人電気安全環境研究所(JET)または国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたものであること。</p> <p>申請者が電力会社との間で電力供給契約を結び、余剰電力を供給していること。</p> <p><b>発電量全量を売電する場合は補助対象外</b></p>
強制循環式 太陽熱利用システム	<p>一般財団法人ベターリビング優良住宅部品(BL部品)認定を受けた機器または区長がそれと同等と認めるものであること。</p>
自然冷媒 ヒートポンプ給湯器 【エコキュート】	<p>CO<sub>2</sub>冷媒を使用していること。</p> <p>日本工業規格JIS C 9220評価に基づく性能表示がある機種においては、ふる保温機能のある機種は、年間給湯保温効率(JIS)が2.7以上、ふる保温機能のない機種は、年間給湯効率(JIS)が3.1以上であること。ただし、容量が240リットル未満の小容量タイプ(一体型を含む。)、多缶式タイプ(薄型2缶等)および多機能タイプの機器については、年間給湯保温効率(JIS)もしくは年間給湯効率(JIS)が2.4以上であることまたは区長がそれと同等と認めるものであること。</p> <p>一般社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4050規格に基づく年間給湯効率が3.1以上であること。ただし、特殊仕様(寒冷地・塩害地向け機種、薄型2缶タイプ、角型1缶タイプ、容量が200リットル以下の小容量タイプ、一体型タイプおよび多機能タイプ)については、年間給湯効率が2.7以上であること。</p>
家庭用燃料電池システム 【エネファーム】	<p>国が実施する民生用燃料電池導入支援補助金における補助対象システムとして一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が指定したものであること。</p>
蓄電システム	<p>国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業において、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に補助対象機器として登録されているもの、または区長がそれと同等と認めるものであること。</p>
ビークル・トゥ・ホーム システム【V2H】	<p>国が実施する次世代自動車充電インフラ整備促進事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センター(NeV)が認めたもの、または区長がそれと同等と認めるもののうち、電気自動車等からの電力を当該申請に係る建築物の分電盤を通じて使用するために必要な機能を有するものであること。</p>

補助対象設備	要件
直管形LED照明等	<p>既設の直管形蛍光灯照明の器具全体を直管形LED照明等器具に交換すること、または既設の直管形蛍光灯照明の部品の一部を改修することで、直管形LED照明等の専用器具とすること（直管形LED照明等導入に関する確認書により、安全性を確認できる場合に限る。）。</p> <p>固有エネルギー消費効率が75lm/W以上であり、かつ、LEDモジュール寿命が4万時間以上であること。</p> <p>LEDを光源とした内照式表示灯にあっては、にかかわらず定格寿命が3万時間以上であること。</p> <p>直管形LED照明等を導入後の消費電力量が、交換前または改修前に比べ、建築物全体で減少していること。</p> <p>設備の交換費用（消費税を除く。）が10,000円以上であること。</p> <p><b>新規設置は対象外</b></p>
改修窓 【窓の断熱改修】	<p>設置に用いる窓およびガラスは、国の省エネルギー投資促進に向けた支援補助金において、一般社団法人環境共創イニシアチブに補助対象となる製品として登録されているものであること。</p> <p>助成対象事業を実施する既存建築物（以下「助成対象建築物」という。）における1の居室（助成対象建築物が集合住宅の場合にあっては、各住戸の1の居室とし、事業所にあっては、1の事務室とする。以下同じ。）において、設置される全ての窓（換気小窓、300ミリメートル×200ミリメートル以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓等および既に高断熱窓を設置している窓を除く。以下同じ。）について、つぎに掲げるいずれかの設置工事を実施すること。</p> <p>(ア) 内窓設置（既存窓の内側に新たに窓を設置するものをいう。）</p> <p>(イ) 外窓交換（既存窓を取り除き、新たに窓を設置するものをいう。）</p> <p>(ウ) ガラス交換（既存窓に入ったガラスを交換するものをいう。）</p> <p>前号の設置工事と合わせて、当該1の居室以外の他の居室または廊下、玄関その他の非居室（以下「その他の部屋等」という。）に高断熱窓の設置をする場合にあっては、その他の部屋等における1枚以上の窓について、高断熱窓の設置をすること。</p> <p>既存単板ガラス窓からの改修であること。</p> <p>設備の改修費用（消費税を除く。）が10,000円以上であること。</p> <p><b>新規設置は対象外</b></p>

制度の詳細、期ごとの予算と申請状況および様式はホームページをご覧ください。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/shigoto/kankyo/hojo/index.html>

区ホームページ（<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>）>暮らし手続き>仕事・生活・環境>環境・公害

>再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助制度



## 6 申請にあたっての注意事項

申請書類一式がそろっていない場合は受付ができませんので、申請書類一式を返却します。

（締切日までに必要書類が提出できない事情がある場合には、必ず事前にご相談ください。）

受付した申請書類一式は、結果によらず返却いたしません。

書類の作成にあたり、鉛筆、消えるボールペン、スタンプ印、修正テープ等を使用した書類は受付できません。

設備を設置等することによって立地上または構造上の危険が生じないことを確認した上で、申請をしてください。

設備の設置および使用により生ずる光の反射や騒音等の発生の防止に努め、周辺環境の保全に配慮してください。

区が設備の設置等の状況を確認するため、追加の書類提出を求める場合および現地調査等を行う場合があります。

補助金は、交付決定後に補助確定額を請求口座として記載された口座に振り込みます。

交付決定を受けた設備は管理期間が経過するまで、善良なる管理者の注意をもって管理してください。

交付決定を受けた設備を管理期間中に処分する場合は、あらかじめ区長の承認を受けてください。

申請書提出先  
および  
お問い合わせ先

〒176-8501

練馬区豊玉北6丁目12番1号 練馬区役所本庁舎18階

練馬区 環境部 環境課 地球温暖化対策係 補助金担当

電話 03(5984)4706